

令和 8 年 度

地域デザイン科学研究科
地域政策科学専攻（追加募集）

一 般 入 試

専 門 科 目

時 間 90 分

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子は、この表紙を除いて 1 枚、解答用紙は 1 枚です。
また、この冊子とは別に資料 1 枚があります。
印刷不鮮明の箇所などがあれば、監督者に申し出て下さい。
3. 解答用紙の指定欄に科目名と受験番号を必ず記入して下さい。
4. 解答は、別紙の解答用紙に横書きで記入して下さい。
5. 試験終了の合図とともに、ただちに、筆記用具を机の上に置いて下さい。
6. 解答用紙は持ち帰らないで下さい。

令和8年度（追加募集）

（一般入試）

地域史

問1 別紙資料は、1938年2月6日付『東京日日新聞』に掲載された、ある法案をめぐる記事である。この記事を元に、政府と議会がどのような点で対立していたのかをまとめなさい。

問2 以下の五つの用語について、それぞれ説明しなさい。

(1)国際観光局

(2)日中戦争

(3)国家総動員法

(4)金属類回収令

(5)引揚輸送

問3 問2に示した五つの用語を用いて、1930年頃から1950年頃にかけての日本の交通インフラと戦争について説明しなさい。

征矢集中の總動員法 兩院原案通過は至難

修正言質で窮局打開か

衆議院の憲法修正案は、分科會に於て、今日、公衆院の全體は、近く提出されるべき國家總動員法に、集中された。衆議院では、憲法修正案の通過は、極めて困難なるに對し、小派は支持に傾き、過渡の憲法修正案、賛成でも多数の反對派と少數の賛成派とが、對立するに至つた。一方、公衆院では五日研究會を、各派は、衆議院が議院議決より、憲法案

に對する説明を、應じたが、これより、憲法修正案と、する形勢である。しかし、衆議院では、憲法案は、憲法の運用にも影響を與ふべき、憲法大義案であり、以下の非常時局にあつて、これに國內に相対的、憲法を、修正する如きことを、憲法修正案と、する、と、主張する。衆議院では、憲法修正案を、通過し、公衆院に、提出する、と、主張する。

を、促すやう、種々努力を、なして、来たが、結果は、いまだ、決着には、至らない。衆議院の運用と、修正する、と、主張する。衆議院では、憲法修正案を、通過し、公衆院に、提出する、と、主張する。

は、憲法は、最高法に、對するもの、と、思はれ、時局、修案、曲折は、あつても、結局、何等、窮通の、道が、見られる、のではない、かと、見られるが、同分、衆議院が、憲法に、對し、ひの、越く、所如何なる、展開を、示すか、容易に、想像を、得ない、しかし、目下、の大勢、より、見るに、憲法、の、通過、せしむる、ことは、至難、であり、各派の、意見を、綜合するに、最も、困難、多き、左の、諸點に、

つき、修正、正面に、政府の、意見を、得る、等、の、ことが、最小、限度の、條件、として、ある、やうである。

一、該法案は、僅に、廿六條の、條文を、以て、修め、て、憲法、の、運用、を、規定、し、殆ど、委任、立法の、體、がある、ことに、本法に、對する、不安、がある、の、ため、から、勅令に、譲らるべき、説多の、事項、を、

〇十分、に、検討、し、これを、出來る、だけ、多く、法文化、して、條文を、増し、政府の、意圖、法案の、内容

を、最大、限度、まで、明瞭、と、すること、一、事變、と、臨時、に、適用、する、と、ある、が、臨時、は、言明、布告、によつて、明瞭、なる、も、事變、とは、如何なる、ものを、いふ、か、一、二、にも、かく、の、如き、非常、立法、が、平時、に、施行、せらる、如き、ことが、あつて、は、由々、し、大事、である、から、この、施行の、時期を、明確、ならしめ、平時、には、適用、し、

施行、せざる、やう、規定、すること、一、政府は、該法案、の、勅令、を、定むる、に、當つて、企業、等、の、勅令、を、定むる、の、趣、を、總て、決定、する、由、である、が、問題、は、その、審議會の、組織、であり、これが、一部、議員の、獨断、となさる、やう、民間、代表、として、衆議院、議員、を、は、く、財界、學界、等、より、も、委員、を、選任、し、國民の、意思、を、反映、せしめ、誤り、ならしむること、

なほ、公衆院、に、對する、論議、も、大體、衆議院、と、同様に、同じく、して、ある、が、衆議院の、立憲、より、して、特に、憲法、運用と、修正、する、恐れ、なき、や、を、重視、して、ある、

の、手續、上、過さ、に、失ふ、ことが、ない、といふ、へない、それ、故、第一、を、豫想、して、豫め、今日、提出、する、所以、である、

一、憲法、または、憲法の、運用、と、修正、しない、か、といふ、點、

憲法、自身、には、全然、無効、すること、く、あり、とは、考へない、しかし、しか、この、こと、を、法の、適用、は、勿論、國家が、選舉、時、選舉、一、致、體制、をとる、場合、であり、各方面、とも、多少の、權限、を、やむ、を得ない、狀態、にある、時期、であらう、され、ば、とて、憲法の、運用、に、まで、立ち、入ると、は、思はない、

一、衆議院、以外、の、内閣、において、應は、ざる、時、に、同法が、廢止、せられる、ことは、ない、か、との、點、

同法の、廢止、は、あく、まで、臨時、であり、衆議院、一、致、體制、の場合、に、限らる、べき、立法の、眞實、から、鑑み、て、他の、如何なる、内閣、において、も、左、の、點、とは、あり、得ない、と、信ずる、政府は、同法の、實施、によつて、いはゆる、フアン、シ、政治、を行は、んとする、もの、ではない、軍事、上の、國家總動員、の、みに、よれば、ある、場合、には、國民の、生活、安定、をおび、や、かる、ことが、あり、得る、から、寧ろ、同法は、國民の、生活、安定、を、考慮、して、の、立法、なので、ある、

憲法と抵觸せず 事變は對外的

資有院族貴
明說裁總瀧

國家總動員法に、關して、立憲の、主旨、内容、その他、政府の、意、ある、ところ、を、闡明、する、ため、公衆院の、火城、公、正、同、向、成、交、友の、各派、有志、議員、は、昨、日の、如く、五日、午後、一時、半、から、衆議院に、參議、議院、議員、を、招き、同法、案、の、趣、意、を、説明、を、求め、同、三、時半、散會、したが、問題、解決、せられ、る、主なる、點、に、關する、政府の、意圖、は、大體、左の、ごとく、である、

同法案の、條文、は、なほ、法務局、で、五日、六日、推察、を、要する、ので、政府案、を得、た、上、なれば、法の、持つ、意味、が、明確、には、なら、ない、が、世上、明も、すれば、誤解、を生ずる、嫌ひ、がない、わけ、では、ない、が、政府、として、同法を、平時、において、適用、せんとする、意思、は、なく、あく、まで、臨時、立法の、趣意、によつて、運用、したい、

一、同法案を、衆議院に、提出、せず、と、臨時、において、緊急、勅令、をもつて、して、如何、といふ、點、

いはゆる、臨時、においては、事實上、火急、を、要し、緊急、勅令、も、また、その、

一、衆議院、以外、の、内閣、において、應は、ざる、時、に、同法が、廢止、せられる、ことは、ない、か、との、點、

同法の、廢止、は、あく、まで、臨時、であり、衆議院、一、致、體制、の場合、に、限らる、べき、立法の、眞實、から、鑑み、て、他の、如何なる、内閣、において、も、左、の、點、とは、あり、得ない、と、信ずる、政府は、同法の、實施、によつて、いはゆる、フアン、シ、政治、を行は、んとする、もの、ではない、軍事、上の、國家總動員、の、みに、よれば、ある、場合、には、國民の、生活、安定、をおび、や、かる、ことが、あり、得る、から、寧ろ、同法は、國民の、生活、安定、を、考慮、して、の、立法、なので、ある、

公正、委員會、を、檢計

公衆院、公正會、では、國家總動員法案の、眞實、性、を、維持、し、その、内容、に、關し、慎重、檢査、を加へる、必要、あり、とし、政府、の、意圖、を、正確、に、把握、し、衆議院、議員、と、は、別、面、に、國家總動員法案に、關する、特別、委員會、を、設置、すること、に、内定、し、大體、十五、名、程度、の、委員、を、選任、し、研究、を進め、ること、となつた、